



エコアクション21 環境活動レポート

< 対象期間 : 平成28年10月～平成29年9月 >



平成29年11月6日



誠和工業株式会社
<http://www.seiwakogyo.com>

目 次

1. 環境方針	3
2. 組織の概要	4
3. 認証・登録の対象組織・活動	4
4. 事業内容	5
5. 施設の状況	6
6. 処理実績	8
7. 環境目標と実績	9
8. 環境目標と環境活動計画の取組結果と評価、 次年度の取り組み内容	10
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟等の有無	11
10. 代表者による見直しの結果	12



1. 環境方針

《基本理念》

当社は昭和46年設立以来「経済性と環境性の両立」をモットーに、産業廃液からの有価金属の回収と、廃棄物焼却熱の有効利用に関わる技術・システムの開発に取り組んでまいりました。そこで得た成果は広く業界にも提供し、経済効率の追求と環境性の向上とは相矛盾しないことを、実践を以って経験してきました。

近年、私ども産業廃棄物処理業者に対する排出事業者の要求は、地域的公害の防止という基本的な事項から、地球規模での環境保全と経済的利益を伴う資源の有効利用へと、年々ハードルが上がっています。

当社はそのような社会的要請に応えるために、以下の環境方針を定め、事業を通じて蓄積した知識とノウハウを活用し、当社と利害関係者の経済性を損なうことなく、より高い実効性の望める環境活動を積極的に推進してまいります。

《環境保全への行動指針》

1. 環境方針を全従業員に周知させ、環境保全への意識の向上を図ります。

2. 具体的に次のことに取り組みます。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 【二酸化炭素排出量の削減】 | ① 電力消費の削減 |
| 【廃棄物排出量の削減】 | ② 受託産業廃棄物の二次産業廃棄物排出量の削減 |
| 【排水量の削減】 | ③ 節水活動の推進 |
| 【グリーン購入の促進】 | ④ 環境物品の購入比率の向上 |
| 【事業に関する環境配慮】 | ⑤ 収集運搬車両の燃料消費の削減 |
| | ⑥ 焼却施設の助燃材消費の削減 |
| 【環境教育の推進】 | ⑦ 外部環境関連講習への積極的な参加 |

3. 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。

改定日：2015年10月30日

代表取締役 遠藤 信也

2. 組織の概要

- (1) 名称及び代表者氏名
誠和工業株式会社
代表取締役 遠藤信也
- (2) 所在地
本 社 : 千葉県船橋市金杉2丁目1番9号(登記上の所在地)
管理センター : 千葉県船橋市金杉7丁目3番21号(実質的な本社機能)
金杉工場 : 千葉県船橋市金杉882番地4
潮見工場 : 千葉県船橋市潮見町36番地2
美浦工場 : 茨城県稲敷郡美浦村土屋宇山下1982
- (3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
責任者 代表取締役 遠藤信也 TEL:047-490-7788
担当者 管理センター 中西綾子 TEL:047-490-7788
- (4) 事業内容
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業・収集運搬業及びそれらに付随する貴金属・非鉄金属回収・再生業
- (5) 事業の規模
設立年月日 昭和46年1月14日
資本金 1千万円
売上5.48億円(平成27年10月1日～平成28年9月30日)
従業員数 29人
総敷地面積 5,875㎡
美浦工場 3,362㎡ 潮見工場 1,325㎡ 管理センター 495㎡ 金杉工場 693㎡
- (6) 事業年度 10月～9月

3. 認証・登録の対象組織・活動

認証・登録番号 : 0008927
認証・登録年月日 : 2012年12月4日
認証・登録事業者名 : 誠和工業株式会社
対象事業所名 : 管理センター、金杉工場、潮見工場、美浦工場
所在地 : 千葉県船橋市金杉2-1-9
事業活動内容 : 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物中間処理業・収集運搬業及びそれらに付随する貴金属・非鉄金属回収・再生業

実施体制



営業部は、事務所外活動については独立した部門とみなし、事務所内活動については管理センターに含まれる。

4. 事業内容

①許可一覧(事業の範囲)

		処分						収集運搬(積替え保管を除く)				
		船橋市			茨城県			千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県
		焼却	中和	油水分離	焼却	中和	乾燥					
産業廃棄物	廃酸		●			●		●	●	●	●	●
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	●
	汚泥	●				●	●	●	●	●	●	●
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	●
	廃プラスチック類	●			●			●	●	●	●	●
特管産業廃棄物	廃酸		●			●		●	●	●	●	
	廃アルカリ	●				●		●	●	●	●	
	廃油	●		●	●			●	●	●	●	
	感染性廃棄物	●						●		●		

②許可内容

事業計画の概要	事業の区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	自治体名
産業廃棄物処分業	中和、乾燥、焼却による中間処分	00821004781	H26年 12月 3日	H33年 12月 2日	茨城県
特管産業廃棄物処分業	焼却、中和による中間処分	00871004781	H26年 12月 3日	H33年 12月 2日	茨城県
産業廃棄物処分業	焼却、中和及び油水分離による中間処理	10420004781	H25年 4月 23日	H30年 3月 25日	船橋市
特管産業廃棄物処分業	焼却、中和及び油水分離による中間処理	10470004781	H25年 4月 23日	H30年 3月 25日	船橋市
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	00801004781	H28年 11月 1日	H33年 9月 3日	茨城県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	00851004781	H25年 8月 9日	H30年 7月 13日	茨城県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01200004781	H28年 10月 18日	H33年 8月 31日	千葉県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01250004781	H25年 10月 25日	H30年 9月 19日	千葉県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	1300004781	H28年 11月 1日	H33年 10月 31日	東京都
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	1356004781	H25年 8月 20日	H30年 8月 19日	東京都
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01101004781	H28年 3月 10日	H33年 2月 17日	埼玉県
特管産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01151004781	H25年 8月 1日	H30年 6月 30日	埼玉県
産業廃棄物収集運搬業	収集・運搬(積替・保管を除く)	01402004781	H26年 1月 19日	H31年 1月 18日	神奈川県

5. 施設の状況

①収集運搬関係

運搬車両一覧

形状	積載	数	付帯設備
キャブオーバ	11t	1台	
キャブオーバ	11t	1台	
キャブオーバ	4t	1台	モーターポンプ
キャブオーバ	3.5t	1台	
キャブオーバ	3.3t	1台	
キャブオーバ	3t	1台	モーターポンプ
キャブオーバ	2t	1台	
保冷バン	3t	1台	

全車漏液対策あり(ローリータンク搭載可能)

②処分関係

<船橋潮見工場>

許可	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分(中間処理)		
許可品目	廃酸 廃アルカリ 汚泥 廃油 廃プラスチック類 感染性廃棄物		
設備	乾留ガス化焼却炉	1基	
	スプレー焼却炉	1基	
	自動中和装置	1基	
	油水分離装置	1基	
	フィルタープレス	1基	*有価物回収用
能力	焼却	:22t/day(合計)	
	中和	:30m ³ /day	
	油水分離	:6m ³ /day	

<美浦工場>

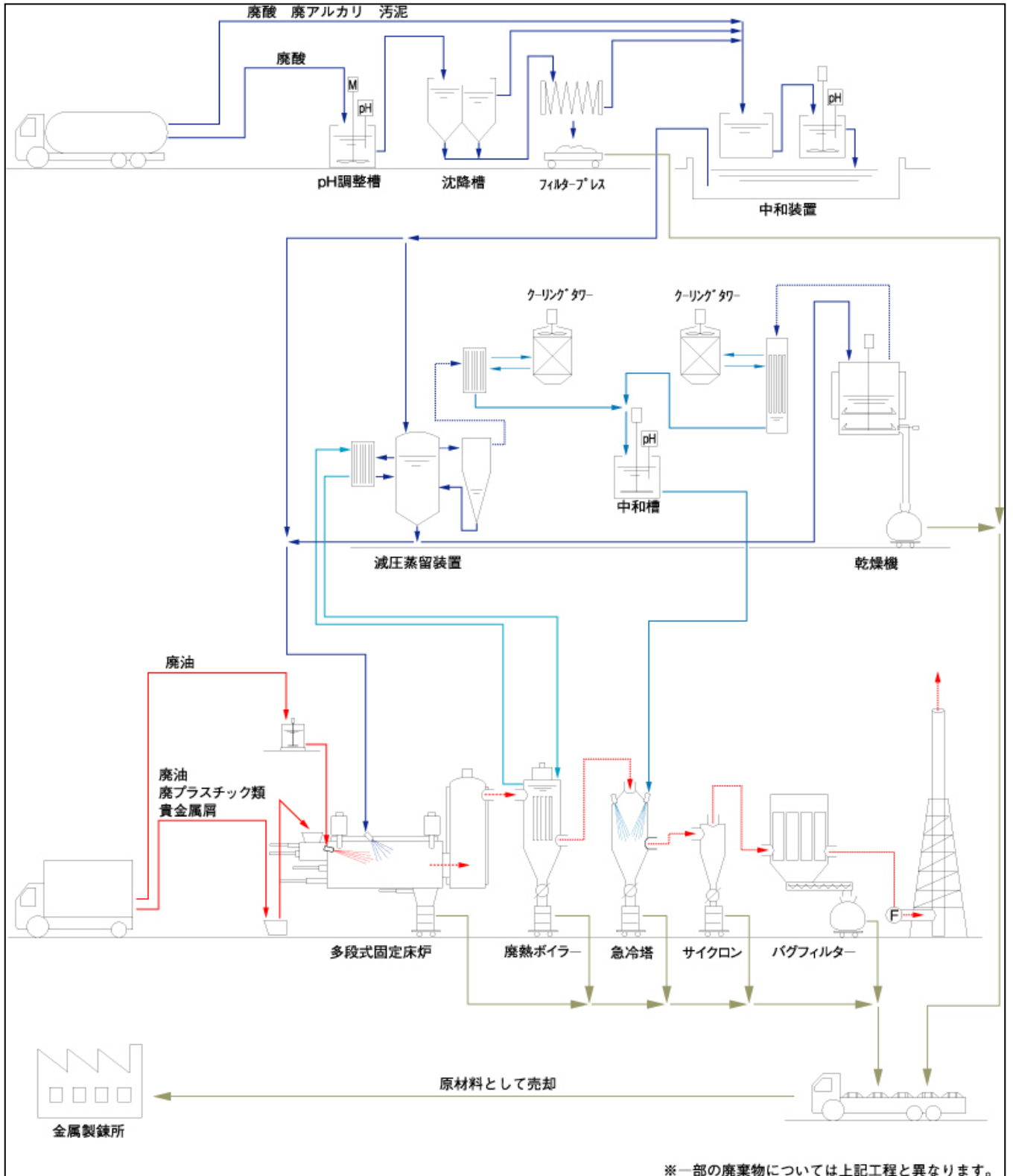
許可	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処分(中間処理)		
許可品目	廃酸 廃アルカリ 汚泥 廃油 廃プラスチック類		
設備	多段式固定床炉	1基	
	汚泥乾燥機	1基	
	自動中和装置	1基	
	減圧蒸留式濃縮装置	1基	
	サイクロンドライヤー	1基	
	フィルタープレス	1基	
能力	焼却	:6t/day	
	中和	:32m ³ /day	
	乾燥	:16m ³ /day	
	熱分解	:0.5m ³ /hr.	*有価物または自家処理廃液に限る
	濃縮	:2m ³ /hr.	*同上
	脱水	:2m ³ /hr.	*同上

その他

<金杉工場>

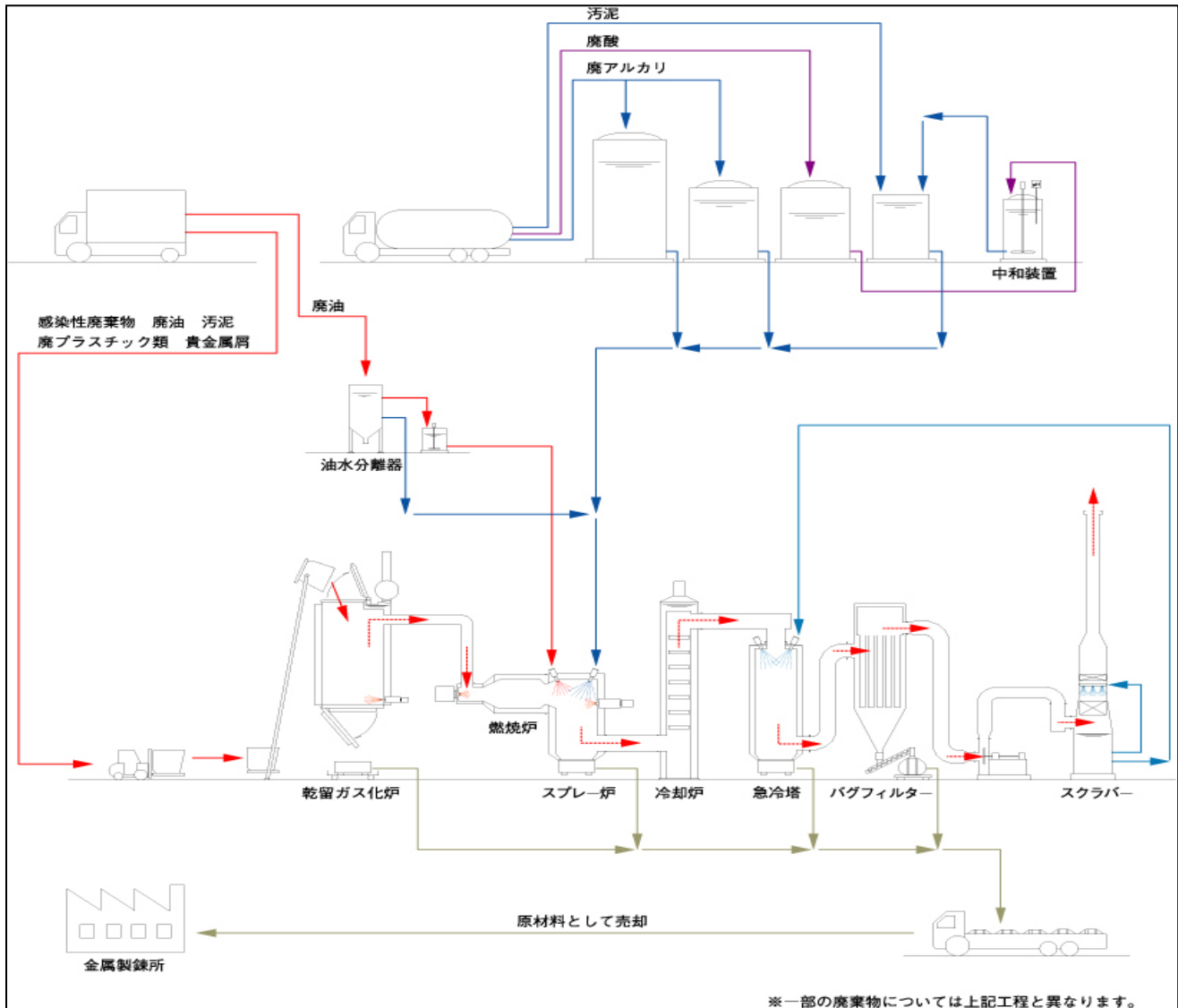
設備	貴金属原料加工装置
----	-----------

③処理工程(美浦工場)



* 処理工程図はそれぞれ代表的な工程を表したもので、一部の廃棄物については、工程が異なります。

③処理工程(潮見工場)



6. 処理実績 (t)

平成28年度(平成28年10月 ~平成29年9月)

(ii) 中間処理	廃酸	中和	294
	廃アルカリ	中和又は焼却	937
	廃油	焼却	2,333
	汚泥	焼却又は乾燥又は中和	825
	廃プラスチック類	焼却	741
	感染性廃棄物	焼却	965
	有価物	焼却又は電気分解	211
うち 再資源化等	廃酸	中和	294
	廃アルカリ	中和又は焼却	937
	廃油	焼却(熱回収有り)	2,333
	汚泥	焼却又は乾燥又は中和	825
	廃プラスチック類	焼却(熱回収有り)	741
	感染性廃棄物	焼却(熱回収有り)	965
	有価物	焼却(熱回収有り)	211
再資源化等量小計			6,306
中間処理合計			6,306

7. 環境目標と実績

負荷の自己 チェック 負荷指標	環境方針 (キーワード) 基準年度	責任部門 責任者	単位	年度毎の目標・実績値					
				取組の自己チェックを踏まえて策定					
				基準値	H28年度 目標	H28年度 実績	取組 結果	H29年度	H30年度
環境配慮	化石燃料の削減 (収集運搬) 平成24年度基準	営業部	平均積載量 (t)	2,821	維持	2,233	○	維持	維持
			最大積載量 (t)	3,616	—	3,184		—	—
		吉信正行	積載率(%)	78	70%以上	70		70%以上	70%以上
環境配慮	化石燃料の削減 (中間処理) 平成23年度基準	潮見工場	稼働時間(h)	5,425	94%	3,712	○	93%	92%
			灯油消費量(L)	66,390	—	41,997		—	—
		高橋謙二	kg-CO ₂ /h	30.5	28.7	28.2		28.4	28.1
二酸化炭素 排出量	節電 平成26年度基準	kg-CO ₂	二酸化炭素総排出量	8,878,802		7,582,198	×		
		管理センター	電力消費量(kwh)	8,507	98%	9,806		97%	96%
		中西綾子	kg-CO ₂ /年 電力の排出係数 0.505 (kg-CO ₂ /kWh)	4,296	4,210	4,952		4,167	4,124
廃棄物 排出量	廃棄物の削減 平成22年度基準	美浦工場	処理量(t)	2,745	87%	2,055	○	85%	83%
			委託量(t)	261	—	37		—	—
		羽生和雄	委託比率(kg/t)	95	83	18		81	79
総排水量	節水 平成23年度基準	管理センター	総排出量(m ³)	600	90%	584.5	○	89%	88%
			合計人数	25	—	29		—	—
		中西綾子	一人当たり 排水量(m ³)	24.0	21.6	20.2		21.4	21.1
グリーン 購入	グリーン購入の 促進 平成23年度基準	管理センター	全体額(円)	100,660	維持	128,400	○	維持	維持
			適合品(円)	80,343	—	107,166		—	—
		中西綾子	購入比率(%)	80	80%以上	83		80%以上	80%以上
環境教育の 推進	外部環境関連講 習への積極的な 参加 平成27年度基準	管理センター	参加者(人) 外部環境関連講習 への参加者2名以上	—	維持	—	○	維持	維持
		中西綾子	名	2	2名以上	3		2名以上	2名以上

結果の凡例

○: 目標達成

△: 目標達成だが努力が必要

×: 目標未達成

8. 環境目標と環境活動計画の取組結果と評価、次年度の取り組み内容

負荷の自己 チェック 負荷指標	環境方針 (キーワード)	環境目標項目	本年度環境活動計画 (達成手段)	H28年度		来年度 取組
				取組 結果	評価	
環境配慮	化石燃料の削減 (収集運搬)	1車両・1ルート当たりの運搬重量の最適化し、燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減。(過積載をせずに積載率=平均積載量÷最大積載量を向上させる)	①走行ルートを常に検討し、最適化を図る。特に運搬重量が積載量により近くなるよう工夫する。 ②アイドリングストップ、急発進・急ブレーキを避けるなど、エコドライブを徹底する。 ③オイル交換など、車両の適切な整備を徹底する。	○	目標達成であり、継続維持し向上に努める。	運搬ルートを常に検討し最適化を図る。 積載物に合った車両の選定。エコドライブと車両点検を実施し、燃費の向上に心がける。 一事業者当たりの排出量減少のため、環境目標を基準年度並みの維持とする。
環境配慮	化石燃料の削減 (中間処理)	焼却炉稼働時間当たりの燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を削減。	①廃棄物の適切な投入などによって、助燃材の消費量を削減するよう、具体的な手順を検証する。	○	目標達成であり、継続維持し向上に努める。	焼却炉の運転管理を徹底する。
二酸化炭素 排出量	節電	電力使用に伴う二酸化炭素排出量を削減。 電力の排出係数 0.505 (kg-CO ₂ /kWh)	①エアコン設定温度・運転の適性管理。 ②不在・不要箇所の消灯、エアコンの停止の徹底 ③ウォームビズ運動、クールビズ運動	×	節電効果にも繋がるよう、業者による空調機の内部清掃・換気扇清掃を行いました。しかし、効果はみられず目標未達成。 今後も節電活動に心がける。	エアコン設定温度・運転の適性管理。 エアコン内部の定期清掃。 ウォームビズ運動、クールビズ運動。 従業員全体に、引き続き不要な照明の消灯等に努め、全体の節電に取り組み、電力削減意識の向上と啓蒙活動を継続。
廃棄物 排出量	廃棄物の削減	廃酸・廃アルカリ・汚泥の処理重量当たりの二次産業廃棄物発生量を削減。	①委託処分を可能な限り減らし、自社処理する。 ②委託処分する場合は可能な限り濃縮する。	○	前年度よりは実績値は増えているが、目標達成である。 今後も継続維持し向上に努める。	工程管理を徹底し、余分な二次廃棄物の発生を防止する。
総排水量	節水	従業員一人当たりの上水の使用量を削減。	①上水消費量が前回請求分に比べ2割以上増えた場合は、漏水の点検をする。 ②可能な限り雨水を利用する。 ③不要な水消費をしないよう心がける。	○	前年度よりは実績値は増えているが、目標達成である。 今後も継続維持し向上に努める。	基本的な節水活動を実施する。 必要に応じ降雨水利用を促進する。又、漏水管理については更に徹底する。
グリーン 購入	グリーン購入の促進	文房具のグリーン購入法適合商品の比率の向上(金額ベース)。	①文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。 ②適合商品カタログ活用、適合商品への切り替えの推進	○	啓蒙により意識的な推進ができ目標達成となる。 継続維持し向上に努める。	文房具は事務所でまとめ買いし、各人の購入は可能な限りしない。 適合商品カタログ活用、適合商品への切り替えの推進
環境教育の推進	外部環境関連講習への積極的な参加	外部環境関連講習への参加者2名以上	①講習会等の情報を収集し、積極的な参加を促す。	○	目標達成である。 外部講習により意識向上に努める。	外部環境関連講習会等の情報を収集し、積極的な参加を促す。

結果の凡例

○: 目標達成

△: 目標達成だが努力が必要

×: 目標未達成

9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法律等の名称（関連する条例）	当社に適用される要求事項	遵守状況
廃棄物処理法 (施設関係)	設置(変更)許可の取得	○
	軽微変更の届出	
廃棄物処理法 (委託基準関係)	処分業(変更・更新)許可の取得	○
	収集運搬業(変更・更新)許可の取得	○
	処分業変更の届出	○
	収集運搬業変更の届出	○
	事業範囲の遵守	○
廃棄物処理法 (廃棄物処理票関係)	書面による適正な契約の締結・保管	○
	マニフェストの適正な交付(受取)	○
	適正な業務終了の報告 (収集運搬、中間処分、最終処分)	○
	マニフェスト帳簿の作成・保管	○
	マニフェストの適正な保管	○
廃棄物処理法 (中間処理基準関係)	マニフェスト交付状況等の報告	○
	焼却 ※ダイオキシン類対策特別措置法の欄に記載	○
	囲い等	
表示等		
廃棄物処理法 (収集運搬基準関係)	産業廃棄物の保管	○
	飛散、流出、悪臭の発散がないよう措置を講ずる。 特別管理産業廃棄物は他の種類のもとと混合しないよう管理する。	○
	産業廃棄物運搬時には、対応するマニフェスト (電子マニフェストの場合は仕切り書等)を携帯する。	○
廃棄物処理法 (その他)	許可証(又は写し)の備付	○
	焼却施設情報の公開 (廃棄物処理量、排ガス測定結果)(毎月締め翌月末まで)	○
	排出事業者として、産業廃棄物の保管場所であることの所定の表示。	○
	処分実績の報告 (毎年3月締め6月末まで)	○
	収集運搬実績の報告(毎年3月締め6月末まで)	○
千葉県産業廃棄物処理適正化条例	運搬車両用標章(ステッカー)の貼付 H29.3.7改正条例の施行に伴い標章表示義務廃止	○
放射性廃棄物特別措置法	特定施設(焼却施設)の維持管理基準の遵守。	○
大気汚染防止法 (茨城県・船橋市環境保全条例)	特定施設の設置の届出	○
	特定施設の変更の届出	
	排ガス測定・基準値の遵守 (ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素)(年2回)	
ダイオキシン類対策特別特措法	特定施設の設置の届出	○
	特定施設の変更の届出	
	測定・基準値の遵守 (排ガス、燃え殻、煤塵)(年1回)	
騒音規制法 (茨城県・船橋市環境保全条例)	測定結果の報告	○
	特定施設の設置の届出	○
	特定施設の変更の届出	
基準値の遵守		
振動規制法 (茨城県・船橋市環境保全条例)	特定施設の設置の届出	○
	特定施設の変更の届出	○
	基準値の遵守	○
悪臭防止法 (茨城県・船橋市環境保全条例)	基準値の遵守 (臭気指数)	○
家電リサイクル法	家電4品目の小売店等への適正な引渡し	○
自動車リサイクル法	リサイクル料金の支払い・廃車の引き取り業者への引渡し	○
自動車NOx・PM法 (東京・千葉・埼玉・神奈川ディーゼル走行規制条例)	各都県の適合車種を使用	○
浄化槽法	施設の届出・浄化槽の管理	○
下水道法	放流開始の届出	○
グリーン購入法	環境物品の選択 (努力義務)	○
茨城県公害防止条例	揚水機の届出	○
茨城県景観形成条例	煙突の届出	○
消防法	危険物貯蔵許可の申請	○
	消火器の点検を毎年1回以上実施し、3年に1回以上報告	○
	地下タンクの漏洩点検を毎週実施	○
	少量危険物貯蔵の届出	○
	指定可燃物貯蔵の届出	○
水質汚濁防止法	特定有害物質貯蔵指定施設の届出(H24.6改正)	○
フロン排出抑制法	機器の設置環境・使用環境の維持保全 簡易点検の実施 フロン類の漏えい時の措置	○

違反、訴訟等の有無

環境関連法規の遵守状況に関して、評価した結果、違反はありません。

行政指導にも適切に従っております。

また、創業以来訴訟もございません。

10.代表者による見直しの結果

代表取締役 遠藤信也

平成28年度 代表者による見直し

実施日 平成29年11月2日

従来の産業廃棄物の発生量が減少し、処理効率の維持が難しくなっている中、環境目標を達成したことは評価できると思います。引き続き、各自の環境活動に取り組む意識を維持するよう努めて下さい。

節電については、業務の都合によるPCの増加や、OS変更によるCPUの高速化に伴う冷房使用の長時間化などの要因もあり、致し方ない側面もあります。契約アンペアの増設も検討しなければならない状況もありますので、その段階で基準年度の見直しを検討して下さい。

